

聖籠町職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月28日

聖籠町長 西脇 道夫

#### 聖籠町規則第1号

聖籠町職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の宿日直手当に関する規則（昭和49年聖籠町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「5,100円」を「5,300円」に改め、同項第3号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第4号中「20,000円（条例第7条の2の規定による管理職手当の支給割合が給料月額100分の20以上である職員が行うものにあつては、12,000円）」を「2万1,000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の聖籠町職員の宿日直手当に関する規則第3条第1項第1号から第3号までの規定及び同項第4号の規定（「2万円」を「2万1,000円」に改める部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。